

**秋田県での高病原性鳥インフルエンザ発生
に伴う庁内連絡会議**

**日時：令和3年11月10日（水）
午後3時30分～**

**場所：鳥取県庁災害対策本部室
（第2庁舎3階）**

**出席：知事、危機管理局、生活環境部、
農林水産部、（鳥取大学）**

1

会議内容

- 1 秋田県での鳥インフルエンザ発生概要
- 2 国の対応
- 3 鳥インフルエンザの発生状況（世界、国内）
- 4 前シーズンの総括を受けた今シーズンの取組
- 5 家きん農場への対応
- 6 野鳥及び愛玩鳥への対応

2

秋田県での鳥インフルエンザ発生概要

1 農場の概要

農場所在地：秋田県横手市

飼養状況：採卵鶏14万3千羽

2 経緯

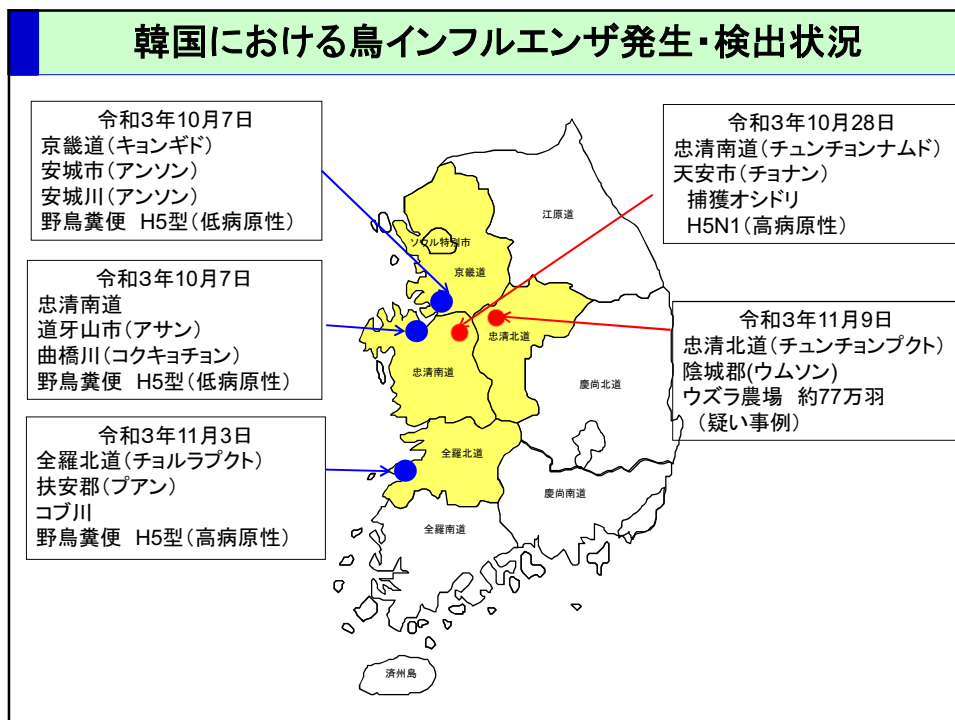
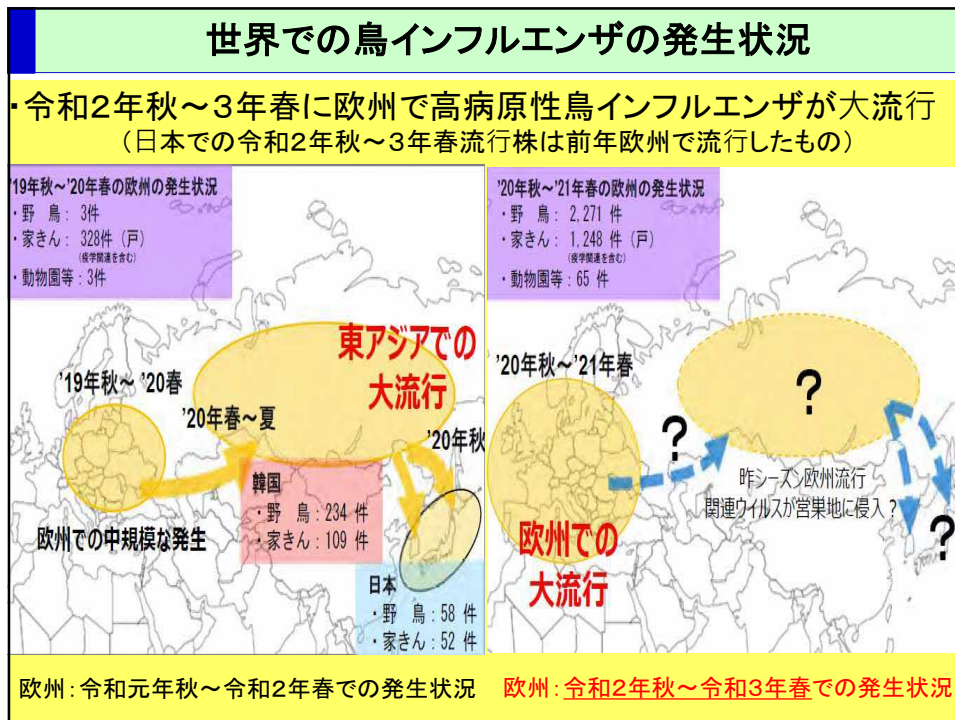
- ・令和3年11月9日(火)8時40分に農場の獣医師から死亡数増加の連絡(約100羽死亡)
- ・家畜保健衛生所の簡易検査で13羽中12羽陽性
- ・動物衛生研究所の遺伝子検査で高病原性鳥インフルエンザを確認(H5型：亜型は検査中)

3 秋田県の対応

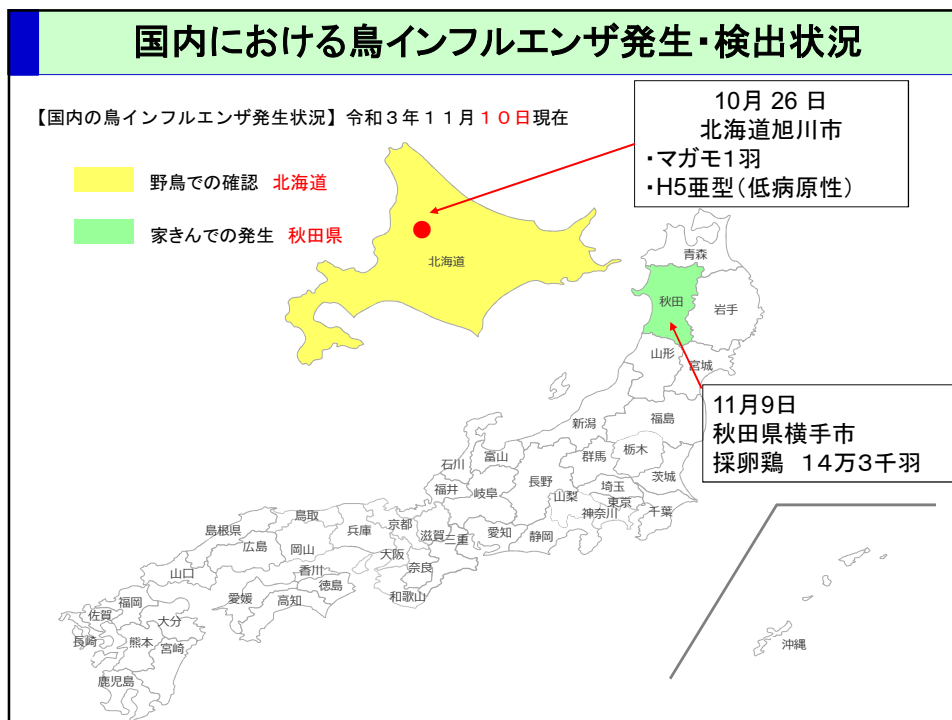
- ・11月10日(水)午前2時から、殺処分や埋却などに着手(1日4交代、5～7日間をめどに作業を終える見込み)
- ・自衛隊に災害派遣を要請
- ・農場から半径3km以内の区域について移動制限区域の設定、
- ・半径3kmから10km以内の区域について搬出制限区域の設定³等 必要な防疫措置を迅速かつ的確に実施

国の対応

- 1 「農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部」を設置
- 2 政務を秋田県に派遣する等により、秋田県と緊密な連携を図る
- 3 必要に応じて、食料・農業・農村政策審議会 家畜衛生部会 家きん疾病小委員会を開催し、防疫対策に必要な技術的助言を得る
- 4 感染状況、感染経路等を正確に把握し、的確な防疫方針の検討を行えるようにするため、農林水産省の課長補佐級職員を現地に派遣
- 5 秋田県の殺処分・焼埋却等の防疫措置を支援するため、必要に応じ、各地の動物検疫所、家畜改良センター等から「緊急支援チーム」を派遣
- 6 「疫学調査チーム」を派遣
- 7 全都道府県に対し、改めて注意喚起し、本病の早期発見及び早期通報並びに飼養衛生管理の徹底を指導
- 8 関係府省庁と十分連携を図りつつ、生産者、消費者、流通業者等への正確な情報の提供



国内における鳥インフルエンザ発生・検出状況



前シーズンの総括を受けた今シーズンの取組

【家きん】

- 次の渡り鳥飛来時期までに、農場の飼養衛生管理基準の遵守徹底、現在の遵守率100%の維持と更なる野生動物対策(ネズミ等の小動物侵入防止対策)の実施
- 発生に備えた初動防疫体制の再チェック(発生時の対応を78農場ごとに作成)と各地域での防疫演習の実施による準備

【野鳥】

- 湖沼等での野鳥の通常監視を実施するとともに、国の野鳥サーベイランス対応レベルに合わせ監視を強化
- ウイルスの県内侵入を早期発見するため、鳥取大学等の機関と連携し、野鳥糞便等の調査を実施

【県民への情報提供】

- 関係団体、機関等と連携を図り、ホームページ等も活用して、県民へ最新かつ正確な情報提供を実施するとともに、家きん、野鳥や食の安全等に関する相談窓口を継続

家きん農場への対応

- 1 本日、全78養鶏農場に対して注意喚起及びパンフレットによる具体的な野生動物対策(ネズミ等の小動物侵入防止対策)と飼養衛生管理基準の遵守状況の確認・指導
 →防鳥ネットの一部破損や手指消毒の不徹底が確認された
 →直ちに、防鳥ネットの補修や手指消毒薬の設置を指導
- 2 発生に備えた初動防疫体制の再チェック
 ・発生時の動員計画と防疫対応を78農場ごとに作成済
 →総合事務所単位での防疫演習を開催
 (11/10東部地域振興事務所、11/17中部総合事務所、11/18西部総合事務所)
- 3 動画による本庁一般動員者向けの防疫作業研修の実施
 ・11月下旬より全庁配信予定

9

家きん農場への対応



次の高病原性鳥インフルエンザシーズンに備えましょう！！



令和2年度シーズンは、18県52事例987万羽の殺処分という、過去に例のない大発生となりました。鳥取県では、野鳥の糞便及び環境水から高病原性鳥インフルエンザウイルスが検出されたものの、家きん所有者の皆様はしめ関係各位のご尽力の結果、養鶏場で発生することなく、シーズンを無事終えることができました。専門家によると、今年度も高病原性鳥インフルエンザウイルスが国内に持ち込まれる可能性は十分あるとのことですので、引き続き、対策の強化をお願いします。

下記の点について点検し、渡り鳥が飛来する時期までに補修や修繕をお願いします。

- (野生動物侵入について)
- 家きん舎周辺に野生動物の隠れ場所となる物を置かないようにしたり、草刈りをするなど整理整頓しましょう。
 - 防鳥ネットに破損や破れがあったら速やかに修繕しましょう。
 - 除糞ベルトや糞尿ベルトの通過口にカバーやシャッターを設置するなど隙間を徹底的に塞ぎましょう。
 - カラスやネコ、小型野生動物を誘引しない。特に夜間は野生動物が農場に近づきます。

- (家きん舎の出入りについて)
- 家きん舎に入る際は、手指消毒や、家きん舎ごとの専用の手袋・長靴を使用しましょう。

- (早期通報について)
- 通常の2倍以上、令和2年度シーズンのウイルスは、感染してから死亡するまでの期間が長い傾向にあったため、発見が遅れることがありました。何かいつもと違う異常を感じたら、早めの通報をお願いします。



○農家向けの啓発パンフで農家説明

○防鳥ネットの補修指導

R3年9月～全戸実施



畜産課 家畜衛生・防疫対策室 0857-26-7287 鳥取県畜産健康衛生所 0857-53-2240
 倉吉家畜保健衛生所 0858-26-3341 西部家畜保健衛生所 0859-62-0140

野鳥及び愛玩鳥への対応 1

- 今シーズン、11/10時点で野鳥における国内での高病原性の検出なし
※昨シーズン(令和2年秋～3年春)18道県 58件の確定検査陽性を確認
鳥取市日光池においても、野鳥糞便、環境水から検出(R2.12.7、9、21)
- 韓国での野鳥の高病原性陽性確認を受け、環境省が野鳥サーベイランスの対応レベルを2(監視強化)に引き上げ(11/2～)

1 野鳥における高病原性鳥インフルエンザ関連調査・監視体制

- 渡り鳥が集まる県内河川、湖沼等の監視を実施中
 - ・ 県内68カ所(東部31、中部8、西部29)の監視ポイントを3班体制で、週1回程度監視
※今後、国内の発生状況に応じて、監視頻度・体制を強化
(例)近隣県発生時:週2回程度
県内発生時 :監視重点区域 毎日、その他 隔日
 - 糞便等調査
 - ・ 今シーズンから期間を通して糞便・環境水調査を鳥取大学の協力により実施
 - ・ 県内3カ所の渡り鳥が多く集まる湖沼において、実施予定
【採取計画】
- | 月 | 11 | 12 | 1 | 2 | 3 | 4 | 計 |
|--------|----|----|---|---|-----------|---|---|
| 日光地区 | ○ | ○ | ○ | ○ | 流行状況により検討 | | 4 |
| 東郷池 | | ○ | | ○ | | | 2 |
| 米子水鳥公園 | ○ | | ○ | | | | 2 |
- 死亡野鳥等調査
 - ・ 異常な野鳥や死亡及び衰弱した個体を対象として、ウイルス保有状況を調査

11

野鳥及び愛玩鳥への対応 2

2 県民への情報提供等

- 野鳥関係団体、関係機関等と連携を図り、正確な情報提供を実施
- ホームページ等で野鳥等との接し方や異常な野鳥等の通報体制についても周知徹底

3 その他愛玩鳥(家きんを除く)飼育者への情報提供

- 動物取扱業者等への情報提供と注意喚起

12

鳥取大学共同獣医学科 山口教授のコメント

○既に日本のどこで発生してもおかしくない状況

- ・秋田県の事例は採卵鶏で100羽も死んでおり、既に広がっていた可能性がある
- ・韓国でウイルスが検出された段階で、既に日本に入っていると思わなければならない

○昨年同様に野鳥で見つかりにくい傾向がある

- ・日本も韓国も野鳥の死体から高病原性鳥インフルエンザウイルスを検出していない
- ・野鳥からの検出が困難なので、県内のモニタリングの対象を糞便や環境水に広げている
- ・死亡野鳥は見つけにくいので、県民の方からの死亡野鳥発見の通報は重要

○対策としては、飼養衛生管理基準を愚直に守ること

- ・鶏舎の壁やネットの補修、ドアを閉める、靴や衣服を着替える、手指消毒徹底等
- ・死鳥、廃棄卵の片づけを徹底し、野生動物を近づけないこと
- ・除糞ベルトや集卵ベルトの隙間を塞ぐこと
- ・外国人研修生の指導、衛生意識の徹底を図ること
- ・異状があれば躊躇せずに家保へ通報を

13

対応窓口 (24時間対応しています。)

■野鳥、愛玩鳥に関する相談窓口

緑豊かな自然課	0857-26-7979 (夜間休日 0857-26-7111)
くらしの安心推進課(愛玩鳥)	0857-26-7247 (")
中部総合事務所環境建築局	0858-23-3275 (夜間休日 0858-22-8141)
西部総合事務所環境建築局	0859-31-9628 (夜間休日 0859-34-6211)

■生産者の皆さんの相談窓口

鳥取家畜保健衛生所	0857-53-2240 (夜間休日は転送)
倉吉家畜保健衛生所	0858-26-3341 (")
西部家畜保健衛生所	0859-62-0140 (")

■食の安全に関する相談窓口

鳥取市保健所 生活安全課	0857-30-8552 (夜間休日 0857-22-8111)
中部総合事務所倉吉保健所	0858-23-3117 (夜間休日は転送)
西部総合事務所米子保健所	0859-31-9321 (夜間休日 0859-34-6211)

■人の健康に関する相談窓口

鳥取市保健所 保健医療課	0857-30-8532 (ガイダンス等により24時間対応可)
中部総合事務所倉吉保健所	0858-23-3145 (")
西部総合事務所米子保健所	0859-31-9317 (")

■平日夜間、休日、祝日相談窓口

防災当直	0857-26-8663
------	--------------

14

県民の皆様へのメッセージ

- 家きん卵、家きん肉を食べることにより、鳥インフルエンザウイルスが人に感染することは世界的に報告されていません。
- 鳥インフルエンザウイルスは、感染した鳥との濃密な接触等の特殊な場合を除き、通常では人に感染しないと考えられていますが、県民の皆様には次のことをお願いします。
 - ・野鳥を素手で触らないでください。
 - ・野鳥や野鳥の排泄物に触れた場合は、手洗いやうがいをしてください。また、野鳥の排泄物を踏んだ時はウイルスが拡散しないよう靴裏を水などで洗浄してください。
 - ・異常な野鳥や死亡又は衰弱した野鳥を見つけた時は、緑豊かな自然課、最寄りの県総合事務所環境建築局に連絡し、その指示に従ってください。
※異常な野鳥：首を傾けてふらついたり、首をのけぞらせて立っていられなくなるような神経症状、重度の結膜炎等を発症している野鳥
- 隣県や県内の野鳥から鳥インフルエンザウイルスが検出されたからといって、直ちに家庭等で飼育している鳥が感染するということはありません。
 清潔な状態で飼育し、ウイルスを運んでくる可能性がある野鳥と接触させないようにし、鳥の排泄物に触れた後には手洗いやうがいをお願いします。異常が見られた場合は、まずはかかりつけの獣医師に御相談ください。
- 迅速で正確な情報提供を行ってまいりますので、根拠のない噂などにより混乱することがないように、御協力をお願いします。

鳥インフルエンザに関する御相談については、各対応窓口まで御連絡ください。

15